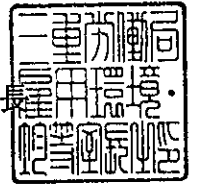


平成30年6月21日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長



「夏季における年次有給休暇の取得促進」および「夏の生活スタイル変革」に係る協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進しております。

こうした「働き方改革」の一環として、①夏季における連続休暇取得に向けて土日、祝日等に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現するプラスワン休暇の促進を含めた3つの取組からなる「^{しごとやす}仕事休もっ化計画」の推進や、②明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、朝型勤務やフレックスタイム制の導入により、夏の生活スタイルを変革する「ゆう活」の推進、に取り組んでおります。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や別添の「掲載文例」を参考に、貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、各項目すべてを掲載いただければ幸いです、一部のみ掲載いただだけでも構いません。掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当：内田・藤岡